

## 【令和元年度 第1回 富良野市上下水道事業経営審議会 議事録】

開催日時 令和元年7月31日（水） 午後1時30分から午後3時00分まで

開催場所 富良野市役所 第3会議室

出席者 委員 原田武、笠倉要一、年代哲也、早川英剛、渡辺寛子

佐藤仁寿、浜崎 誠、小玉将臣 （計8名）

（欠席：吉中文也、糠谷 諭、高橋 静、青木 貴、天内 繁）

事務局員 小野建設水道部長、北川上下水道課長、関澤業務係長、

鈴木水道施設係長、香川下水道施設係長 （計5名）

《上下水道課長の進行で開会》

○辞令交付

○市長あいさつ

本審議会は、昨年度まで水道事業、下水道事業は別々の審議会として設置されていたが、上下水道事業は維持管理の時代となり、水行政の持続可能な経営について協議していく場として審議会条例を統一し、上下水道事業経営審議会を設置した。

上下水道事業は市民生活に欠かせないライフラインであり、平常時はもちろん、災害時においても第一に確保すべきものである。

現在、施設の老朽化対策として中五区水源送水場、各簡易水道施設、富良野水処理場の機械・電気設備更新事業を実施しているが、財政状況は厳しく、事業費の平準化を図りながら、利用者負担の軽減に努めている。

安全・安心で安定的な事業継続のためには、広域化や共同化などの検討も必要となっており、沿線自治体とも情報共有しながら、今後の経営について検討していかなければならない状況である。

本日の諮問事項はありませんが、今後、料金改正の必要性も含めご審議いただくことも想定されますので、専門的な立場からご意見をいただきたい。

○事務局の紹介及び審議委員の自己紹介

【事務局より】

- ・本審議会は過半数の委員が出席していることから、条例第6条第2項の規定により、成立していることを報告する。

○役員選出

- ・役員選出は条例第5条第1項により、会長、副会長を置き、委員の互選によるとされているが、意見などないか。

《委員より「事務局案あれば」との発言あり》

- ・事務局案について、提案

会長に、富良野社会福祉協議会の小玉様、副会長に富良野商工会議所の年代様を提案委員からの意見、異議等なく、承諾される。

～以降、小玉会長が議事進行～

会長：本審議会では、市長からの諮問事項はないため、議案にある5件の報告事項について事務局より説明いただき、各委員からの質疑等を求め進行していく。

## ○議事

報告1 上下水道事業の概要について（北川課長より）

資料1 「富良野市上下水道事業経営審議会条例」にて、審議会の目的等を説明

資料2 「平成30年度水道施設管理年報」により、普及率、有収率などのポイント説明

資料3 「平成30年度下水道事業の概要と現況」により、普及率、水洗化率を説明

◆委員からの質疑等なし

報告2 総合計画における主な事業評価等について（各担当係長より）

資料4-1 「第5次富良野市総合計画後期基本計画事業確認調書」により説明

説明内容：事業の目的、内容、評価、改善について

資料4-2 「各会計の収支状況」について（北川課長より）

水道事業（企業会計）の経常的収支、投資的収支の予測について説明

簡易水道、下水道事業の特別会計収支予測について説明

《質疑》

Q：有収率向上のため、漏水調査を実施しているが、実績など教えて欲しい。

A：有収率が低下傾向にあり、一般的な要因として漏水が考えられることから、平成30年度より本管漏水調査を実施している。今年度の調査で鉄路を挟んで東側と西側の夜間水量を計測した。東側（麻町方面）で新光町、東雲町、麻町地区の量水器全件を調査、本管漏水が疑われる地区で夜間路面調査など実施し、漏水箇所を特定している。今後、修繕を行う予定である。

《了解した。》

Q：企業会計が下水道や簡易水道にも適用されるとのことで、企業会計ソフトも導入され事務処理されていると思うが、人材育成が課題として挙げられている。どのようなことなのか。

A：本市全体で企業会計（複式簿記）を実施しているのは、水道事業とワイン事業である。会計ソフトは導入され運用しているが、企業会計について予算、決算、資産管理、財務諸表作成・分析・説明の全てができる職員は、一握りである。（一般会計や特別会計は単年度予算、決算主義であり、減価償却や貸借対照表や損益計算書的な考え方はない。）将来的に、一般会計も複式簿記の考え方が導入されることも予測されるため、企業会計職員はもちろん、一般会計職員への研修なども行い、人材育成に努めたい。

《了解した。》

報告3 消費税率改正に伴う料金改正について（関澤係長より）

資料5 「水道料金・下水道使用料の料金比較」について

平成22年度に料金改定を実施してから、消費税率の改正はあったが税抜き

料金の改正は実施していない。

10月1日より消費税率が10%となることから、上下水道料金についても消費税分の改正を実施していく予定である。

9月定例会にて条例改正し、10月1日使用分からの適用で、継続した使用者には、11月に発送する10月使用分の請求額から適用となる。

《質疑》

Q：使用者への周知方法などは

A：国税の改正に伴うものであり、条例改正後、10月1日から5日に行われるメーター検針時に、使用者全戸に新料金のお知らせをポスティング、広報誌や市HPでもお知らせしていく。

《了解した。》

報告4 指定給水装置工事事業者更新制度について（鈴木係長より）

資料なし。口頭説明

水道法の改正により、指定給水装置工事事業者、一般的に「水道指定業者」について、これまで一度登録すると更新がなく、所在不明などの業者も見受けられたことから、更新制度が導入される。5年更新となり、更新手数料は新規登録と同様の経費（人件費、消耗品費など）が想定されるため、更新手数料として1万円を予定し、条例改正を提案していく。

◆委員からの質疑なし。

報告5 災害対応の取組状況について（鈴木係長より）

資料6「上下水道施設の危機管理」について

上水道、簡易水道、下水道の各施設の非常用発電機設置状況を説明  
応急給水活動や備蓄材について説明

◆委員からの質疑なし。

○その他 次回開催について

市長からの審議調査事項は、現在のところ予定されていないことから、次回開催については、令和2年7月頃を予定している。

《委員全員了解》

閉 会（15時00分）

【傍聴者なし】